

(別添1-2)

## 学 則

①法人・団体の名称	株式会社 ケイ・アンド・エムソリューション
②研修事業の名称	トップハート全身性障害者移動支援従事者養成研修課程 通学
③研修の種類	大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に定める移動支援従業者養成研修
④研修課程	全身性課程
⑤指定番号	22
⑥開講の目的	全身性障害者に対して、移動支援のサービスを提供するにあたり、介護員の屋内、屋外における適切な介護・介助を提供するために必要な知識や技術・倫理性を有する移動支援従事者の養成を図る。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義：トップハート大日研修センター 守口市大日町2-1-7エトワール大日 2F トップハート大東教室 大東市曙町4-6 大東市立市民会館 守口市生涯学習情報センター（ムーブ21） 大阪府守口市大日町2丁目14番10 演習：トップハート大日研修センター 守口市大日町2-1-7エトワール大日 2F トップハート大東教室 大東市曙町4-6 大東市立市民会館 守口市生涯学習情報センター（ムーブ21） 大阪府守口市大日町2丁目14番10 交通機関演習：地下鉄大日駅
⑧実習施設	—
⑨講師	講師一覧表（別添2-2）を参照。
⑩使用テキスト	「全身性障害者の外出支援ハンドブック」日本医療企画 (1680円) および担当講師監修による追加資料
⑪受講資格	介護職に対して、前向きに取り組む姿勢のある方。
⑫広報の方法	求人情報誌への掲載・地域情報誌への掲載・社内情報誌への掲載
⑬情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	情報依頼のあった者に対して、募集要綱等の配布。 <a href="http://www.top-heart.co.jp">http://www.top-heart.co.jp</a>
⑭受講手続及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	受講手続きは、必要書類の提出と受講料の入金確認をもって完了とする。本人確認は戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票・住民基本台帳カード・在留カード等・健康保険証・運転免許証・パスポート・年金手帳・運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証又は登録証（定員に達した時点で応募を締め切る。）

⑮ 受講料及び受講料支払方法	<p>受講料は1人当たり 17000円(テキスト代、消費税含む)</p> <p>原則としてトップハート指定口座への入金のみとする。 但し、合理的な理由がある場合はその限りではない。 尚、求職者支援制度で実施する場合受講料は無料でテキスト代の1,680円とする。</p>
⑯ 解約条件及び返金の有無	<p>受講手続き完了した受講者は、理由の如何を問わず返金しない。</p>
⑰ 受講者の個人情報取扱い	<p>申し込み関係資料は、カギの掛かる書庫に管理者を定め保管する。 申し込み関係資料は、講習以外に使用することはない。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
⑱ 研修修了の認定方法	<p>全ての講義科目を履修した者で、演習所定時間全てに出席した者を修了と認める。全日程に出席者を修了者とみなし、修了証明書を交付する。</p>
⑲ 補講の方法及び取扱い	<p>補講実施の有無(有・<input type="checkbox"/>)</p>
⑳ 科目免除の取扱い	<p>科目免除は行わない。</p>
㉑ 受講中の事故等についての対応	<p>全課程を通じて、当社員が付き添い万が一の事故に対応する。後日、損害賠償等が発生した場合には、当社が被保険者となっている養成研修対応保険を使用するなど、誠意を持って対応する。</p>
㉒ 研修責任者名所属名及び役職	<p>氏名：佐藤 守 所属名：株式会社 ケイ・アンド・エムソリューション 役職：代表取締役</p>
㉓ 課程編成責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：阿部 慎一 所属名：トップハート研修センター 役職：事務局長</p>
㉔ 苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	<p>氏名：神田 将樹 所属名：トップハート研修センター 役職：事務職 連絡先： : 06-6902-7357</p>
㉕ 研修事務担当者名、所属名及び連絡先	<p>氏名：阿部 慎一 所属名：トップハート研修センター 連絡先： 06-6902-7357</p>
㉖ 情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	<p>氏名：阿部 慎一 所属名：トップハート研修センター 役職：事務職 連絡先： 06-6902-7357</p>

<p>㉗ 修了証書を亡失・き損した場合の取扱い</p>	<p>養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。</p> <p>・証明書交付に係る費用は無料とする。</p>
<p>㉘ その他必要な事項</p>	<p>(1) 出席停止</p> <p>受講生が感染症にかかり、またはその恐れがある場合は、事務局はその受講生に対し、出席停止を命ずることが出来る。</p> <p>(2) 身上異動の届出</p> <p>受講生は、住所または身上に異動があったときには、その都度事務局に届けなければならない。</p> <p>(3) 退学</p> <p>退学しようとする者は、すみやかにその旨を事務局に連絡し、事務局長の受諾を得た場合につき退学することが出来る。</p> <p>(4) 退学処分</p> <p>受講生で、次の各号に該当する者においては、これを退学させることが出来る。</p> <p>① 不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>② 正当な理由なく出席が常でない者</p> <p>③ 講座運営の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者</p>